

## ○沖縄市既存建築物耐震改修促進要綱

(平成 27 年 4 月 1 日決裁)

### (目的)

第 1 条 この要綱は、建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成 7 年法律 1 2 3 号。以下「法」という。)に基づき、市内の既存建築物の耐震診断及び耐震改修を行うにあたり必要な事項を定め地震による建築物倒壊等の被害から市民の生命、身体及び財産を保護し、もって公共の福祉に資することを目的とする。

### (用語の定義)

第 2 条 「耐震診断技術者」とは、耐震診断及び耐震改修の計画を行う者をいう。

2 「評価機関」とは、耐震診断及び耐震改修計画の耐震性能の適否に係る技術的な審査(以下「判定」という。)を行う機関で市長が別に定める機関とする。

### (市の責務)

第 3 条 市は、建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及により、耐震診断及び耐震改修を促進するため、基本的かつ総合的な施策の実施に努めるものとする。

2 市は、法第 6 条の規定により、沖縄市耐震改修促進計画を定めることにより、耐震診断及び耐震改修の促進を図るよう努めるものとする。

### (建築物の所有者等の責務)

第 4 条 建築物の所有者等(管理者又は占有者を含む。)は、建築物の地震に対する安全性を確保するとともに、その向上を図るため、必要に応じて耐震診断及び耐震改修を行うよう努めなければならない。

### (耐震診断技術者の責務)

第 5 条 耐震診断技術者は、法第 4 条第 2 項第 3 号の規定に基づく耐震診断及び耐震改修に関する指針等に基づいて耐震診断及び耐震改修の計画を行うとともに、資質の向上に努めなければならない。

### (関係機関の協力)

第 6 条 市は、第 3 条の施策の実施について、関係機関との連携を図るほか、耐震診断及び耐震改修計画の適否に係る技術的な判定を評価機関に協力を求めることとする。

### (判定)

第 7 条 耐震診断及び耐震改修計画を行う場合は、建築物の所有者は耐震診断技術者に依頼し、評価機関の判定を受けるものとする。

2 評価機関は、前項の規定により判定を行った結果、適当と認める場合は、耐震判定書を建築物の所有者に交付するものとする。

### (計画の認定)

第8条 法第17条の規定による「計画の認定」に関する手続き等は沖縄市既存建築物耐震改修認定等事務取扱要領によるものとする。

2 前条及び前項の規定は、法第18条の規定による変更の認定を受ける場合について、準用する。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定めることができる。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。